

金沢港 大野緑地の利活用検討支援業務委託 仕 様 書

1. 業務名

金沢港 大野緑地の利活用検討支援業務委託

2. 業務の目的

石川県では、金沢港周辺の活性化及び魅力向上に向けた取組の一環として、金沢港大野からくり記念館に隣接する大野緑地の利活用方策について検討を進めている。

本業務は、大野緑地の利活用に向けて、民間事業者からの事業提案や県民等のアイデアを幅広く収集し、将来的な PPP 手法の導入を見据えた利活用の方向性の整理・検討を支援するものである。

3. 契約期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 15 日(月)まで

4. 対象箇所

別紙「大野緑地の概要」のとおり

5. 業務内容

受託者は、委託者と協議の上、次に掲げる業務を実施するものとする。

① 民間事業者からの事業提案募集及び県民等からのアイデア募集の実施支援

《民間事業者からの事業提案募集の実施支援》

- 民間事業者からの事業提案を募集するための募集要項及び関係資料を作成するものとする。募集要項には、少なくとも以下の要件を盛り込むこと。

ア 前提条件

- ・将来的な PPP 手法の導入による事業化を見据えた提案であること

イ 機能面

- ・金沢港周辺の歴史的な町並みや発酵食文化、海辺の景観・開放感等の地域資源を活用し、港全体の活性化・魅力向上に資する提案であること
- ・景観や環境、安全性に十分配慮するとともに、移設性又は可変性の高い施設であること

ウ 運営面

- ・持続可能な運営の大まかな見通しを示すこと
- ・需要が低下する時期における効果的な利活用方策が検討されていること

エ 公共性の確保

- ・不特定多数の利用者が自由に利用できる公共的空間を一定程度確保すること

- 多数の提案を募るための効果的な手法を提案し、実施を支援するものとする。
- 《県民等からのアイデア募集の実施支援》
- 県民等から大野緑地の利活用に関するアイデアを募集するための募集要項及び関係資料を作成するものとする。
- 多数のアイデアを募るための効果的な手法を提案し、実施を支援するものとする。

② 事業提案及び県民等アイデアの審査・取りまとめの実施支援

- 応募のあった民間事業者からの事業提案及び県民等からのアイデアについて、外部有識者や地元関係者等による審査会の実施を支援するものとする。
 - ・評価項目及び評価基準（案）の作成
 - ・審査資料の作成
 - ・審査会の運営支援
 - ・審査結果の取りまとめ
 - ・その他、審査の実施に必要な支援
- 優れた事業提案を選定した上で、県民等から寄せられたニーズの高いアイデアと組み合わせた実現可能性のある利活用プランを作成するものとする。

③ 県民等による評価の実施支援

- ②で作成した利活用プランについて、WEB 投票等の手法を用いた県民等による評価の実施を支援するものとする。
- 多くの県民等の評価への参加を促進するための効果的な手法を提案し、実施を支援するものとする。

④ 利活用の方向性の整理・検討

- ①～③の実施結果を踏まえ、大野緑地の利活用の方向性について整理し、その内容を取りまとめるものとする。

⑤ その他

- 本業務の実施に必要な調査や支援を行うものとする。
 - ・民間事業者の参入意向及び事業ニーズの把握
 - ・類似事例及び先進事例の調査・分析
 - ・地元関係者との打合せ・協議への出席、会議資料や会議録の作成
 - ・その他、本業務の実施に必要な調査及び支援

6. 業務の進め方

- (1) 本業務の実施にあたり、受託者は全体のスケジュールを管理し、委託者に対し、適時進捗を報告するほか、必要に応じて委託者と打合せを行うこと。
- (2) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。また、外部有識者や地元関係者との打合せ等がある場合には、必要な資料を作成・提供するとともに、必要に応じて出席すること。
- (3) 受託者は、本業務の全部又は主たる部分を第三者に委託又は請け負わせることはできない。ただし、予め委託者の書面による承認を受けた時はこの限りではない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、委託者の指示を受けて対応すること。

7. 委託費用

- (1) 予算上限額：7,000,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）
- (2) 支払方法：精算払（受託者から成果品の提出を受け、金額が確定した後）

8. 成果品及び納品時期

提出物	数 量	備 考
業務報告書	1 部	A4 版縦で簡易製本とし、写真等は適宜カラー印刷とする
電子データ	1 部	「業務報告書」の電子データを DVD 等の電磁的記録媒体で提出
提出期限	令和 9 年 2 月 15 日（月）	

9. 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 委託者は、著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲内において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- (3) 納入される成果品について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作権等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (4) 受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

10. 貸与資料

委託料が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば、受託者に貸与することができるものとする。

受託者は、委託者の指示に従い、借用書を委託者に提出の上、資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を返還しなければならない。

11. 秘密の厳守等

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果物を、委託者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。

委託者より貸与された資料及び成果品については、受託者は破損、紛失のないように、取扱いには十分注意するものとする。

12. 補足

本仕様書に疑義のある場合、並びに定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。